

県内都市の将来像を審議する第207回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和7年6月17日(火) 午前10時 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室
3. 審議議案 : 1議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時30分の受付開始時において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

(前回の審議状況)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT **GOALS**



(別紙)

第1号議案 太田都市計画道路の変更(3・5・24号大泉尾島線ほか4路線の変更)について

大泉町朝日2丁目から太田市世良田町を結ぶ幹線街路の太田都市計画道路3・5・24号大泉尾島線、尾島地区を南北に縦断する幹線街路の3・4・32号木崎尾島線、3・4・47号大間々尾島線及び3・4・62号下田島尾島線、太田市内ヶ島町から大泉町北小泉を結ぶ幹線街路3・3・19号内ヶ島上小泉線について、交差する3・3・13号竜舞中央線、3・4・31号尾島環状線、3・5・54号新町徳川線及び3・5・55号歴史公園南北線の廃止に伴い、廃止部分の周辺の道路形状を変更します。

また、3・4・47号大間々尾島線の終点部付近の区間について、現道に合わせて線形を変更します。

併せて、3・5・24号大泉尾島線、3・4・32号木崎尾島線、3・4・47号大間々尾島線及び3・3・19号内ヶ島上小泉線の車線数を決定するものです。

【参考】「群馬県都市計画審議会」(設置の根拠：都市計画法第77条)

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけではなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/page/11474.html>